



宮 崎 県 公 報

平成28年3月3日(木曜日) 第 2773 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 1

告 示

- 登録特定行為事業者の登録……………(長寿介護課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(") 3
- 指定居宅サービス事業の廃止……………(") 3
- 指定居宅介護支援事業の廃止……………(") 3
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………(") 4
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 4
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法……………(道路保全課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(") 5
- 二級建築士の受験資格の一部を改正する告示……………(建築住宅課) 6

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(2件)……………(生涯・福祉課) 8

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)……………(商工政策課) 9
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(") 10
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(") 10
- 技能検定の実施……………(労働政策課) 11
- 技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施……………(") 13
- 技能検定(随時実施3級)の実施……………(") 13
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 14
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 14
- 入札公告……………15

病院局企業管理規程

○後期研修医研修資金貸与規程の一部を改正する企業管理規程……………16

選挙管理委員会告示

- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出……………17
- 解散した政治団体の収支報告書の要旨……………18
- 資金管理団体の指定取消の届出……………20

雑 報

○宮崎県道路公社が管理する有料道路を通行する車両の高さ指定の公告……………20

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第13号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別記 様式第1号(第4条関係) [略] (教示) この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。)提起	別記 様式第1号(第4条関係) [略] (教示) この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。)提起

することができます。
様式第 5 号 (第 8 条関係)
[略]

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。)提起することができます。

様式第 7 号 (第10条関係)
[略]
(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。)提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 147号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	事業所		登録特定行為事業者		登録年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
451300005	訪問介護ステーションあゆみ	小林市細野2202番地3ボヌール上町1号	合同会社あゆみ	小林市細野2202番地3ボヌール上町1号	平成28年2月17日

宮崎県告示第 148号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570700494	ヘルパーステーションほっと	宮崎県串間市北方6120番地1	合同会社エナジー	宮崎県串間市北方6120番地1	平成28年1月4日	訪問介護

4570401283	花みずきデイサービス	宮崎県日南市中央通1丁目4番地16号	社会福祉法人徳榮会	宮崎県日南市楠原1840番地	平成28年1月8日	通所介護
4570203820	デイサービスすずらん	宮崎県都城市下川東4丁目2号2番1	株式会社すずらん	宮崎県都城市下川東3丁目16号2番地	平成28年1月11日	通所介護

宮崎県告示第 149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570700494	ヘルパーステーションほっと	宮崎県串間市北方6120番地1	合同会社エナジー	宮崎県串間市北方6120番地1	平成28年1月4日	介護予防訪問介護
4570401283	花みずきデイサービス	宮崎県日南市中央通1丁目4番地16号	社会福祉法人徳榮会	宮崎県日南市楠原1840番地	平成28年1月8日	介護予防通所介護
4570203820	デイサービスすずらん	宮崎県都城市下川東4丁目2号2番1	株式会社すずらん	宮崎県都城市下川東3丁目16号2番地	平成28年1月11日	介護予防通所介護
4572200261	ヘルパーステーションあんず	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方941番地1	有限会社鶴鶴	宮崎県西臼杵郡高千穂町押方1303番地3	平成28年1月11日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203762	デイサービス川東	宮崎県都城市上川東一丁目16号7番地	合同会社大迫	宮崎県都城市上川東一丁目16号7番地	平成28年1月6日	通所介護
4572100230	きたがわ荘訪問介護事業所	宮崎県延岡市北川町長井5565-8	社会福祉法人豊寿会	宮崎県延岡市北川町長井5565-8	平成28年1月31日	訪問介護

宮崎県告示第 151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4572001222	居宅介護支援事業所クラレ	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋3411番地1	合同会社慈愛	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋4741番地1	平成28年1月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570203762	デイサービス川東	宮崎県都城市上川東一丁目16号7番地	合同会社大迫	宮崎県都城市上川東一丁目16号7番地	平成28年1月6日	介護予防通所介護
4572100230	きたがわ荘訪問介護事業所	宮崎県延岡市北川町長井5565-8	社会福祉法人豊寿会	宮崎県延岡市北川町長井5565-8	平成28年1月31日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
ハラダ調剤薬局 無鹿店	延岡市	薬局	平成28年3月1日

宮崎県告示第 154号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 219号	西都市大字黒生野字水洗1798番地先から宮崎市大字新名爪字宮田 141番 6 地先まで
県道宮崎インタ	宮崎市田代町77番 1 地先から同市一の宮町58

一佐土原線	番1地先まで
県道宮崎島之内線	宮崎市吉村町下別府乙34番11地先から同市阿波岐原町猿野3223番1地先まで
県道西都インター線	西都市大字黒生野字水洗1798番地先から同市同大字字蔵向 148番1地先まで

2 指定する期日

平成28年4月1日

3 通行方法

1 に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確

認の上、走行すること。

宮崎県告示第 155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	恋ヶ浦谷川	03-207-2-046	土 石 流
	恋ヶ浦谷川1	03-207-2-047	土 石 流
	恋ヶ浦谷川2	03-207-2-048	土 石 流
	中河内谷川	03-207-2-049	土 石 流
	中河内谷川-新①	03-207-2-049-新①	土 石 流
	門村谷川	03-207-2-050	土 石 流
	上平口谷川	03-207-2-051	土 石 流
	上平口谷川-新①	03-207-2-051-新①	土 石 流
	西ノ前谷川	03-207-2-052	土 石 流
	坂口谷川	03-207-2-053	土 石 流
	天 神	I-1-0440	急傾斜地の崩壊
	天神-新①	I-1-0440-新①	急傾斜地の崩壊
	天神-新②	I-1-0440-新②	急傾斜地の崩壊
	天神-新③	I-1-0440-新③	急傾斜地の崩壊
天神-新④	I-1-0440-新④	急傾斜地の崩壊	
恋ヶ浦	I-1-0500	急傾斜地の崩壊	
中河内	I-1-0501	急傾斜地の崩壊	
大 納	I-1-0502	急傾斜地の崩壊	

大 納 2	I-1-0503	急傾斜地の崩壊
名 谷 1	I-1-0504	急傾斜地の崩壊
名谷1-新①	I-1-0504-新①	急傾斜地の崩壊
中河内-1	I-1-3141	急傾斜地の崩壊
大 納 1	I-2-0037	急傾斜地の崩壊
名 谷 2	II-1-0505	急傾斜地の崩壊
大 納 3	II-1-4639	急傾斜地の崩壊
大 納 4	II-1-4640	急傾斜地の崩壊
大 納 5	II-1-4641	急傾斜地の崩壊
大 納 6	II-1-4642	急傾斜地の崩壊
中河内-2	II-1-4643	急傾斜地の崩壊
中河内-3	II-1-4644	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	恋ヶ浦谷川1	03-207-2-047	土 石 流
	恋ヶ浦谷川2	03-207-2-048	土 石 流
	中河内谷川	03-207-2-049	土 石 流
	中河内谷川-新①	03-207-2-049-新①	土 石 流
	西ノ前谷川	03-207-2-052	土 石 流
	坂口谷川	03-207-2-053	土 石 流

天 神	I - 1 - 0440	急傾斜地の崩壊	中河内 - 1	I - 1 - 3141	急傾斜地の崩壊
天神 - 新①	I - 1 - 0440 - 新①	急傾斜地の崩壊	大 納 1	I - 2 - 0037	急傾斜地の崩壊
天神 - 新②	I - 1 - 0440 - 新②	急傾斜地の崩壊	名 谷 2	II - 1 - 0505	急傾斜地の崩壊
天神 - 新③	I - 1 - 0440 - 新③	急傾斜地の崩壊	大 納 3	II - 1 - 4639	急傾斜地の崩壊
天神 - 新④	I - 1 - 0440 - 新④	急傾斜地の崩壊	大 納 4	II - 1 - 4640	急傾斜地の崩壊
恋ヶ浦	I - 1 - 0500	急傾斜地の崩壊	大 納 5	II - 1 - 4641	急傾斜地の崩壊
中 河 内	I - 1 - 0501	急傾斜地の崩壊	大 納 6	II - 1 - 4642	急傾斜地の崩壊
大 納	I - 1 - 0502	急傾斜地の崩壊	中河内 - 2	II - 1 - 4643	急傾斜地の崩壊
大 納 2	I - 1 - 0503	急傾斜地の崩壊	中河内 - 3	II - 1 - 4644	急傾斜地の崩壊
名 谷 1	I - 1 - 0504	急傾斜地の崩壊			
名谷 1 - 新①	I - 1 - 0504 - 新①	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 157号

二級建築士の受験資格(平成20年宮崎県告示第 753号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
1 下表(あ)欄に掲げる学校において、(い)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(う)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者			1 下表(あ)欄に掲げる学校において、(い)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、(う)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者		
(あ)	(い)	(う)	(あ)	(い)	(う)
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第 743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	[略]	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(平成20年国土交通省告示第 743号。以下「平成20年国土交通省告示第 743号」という。)の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第 743号の第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	[略]
	平成20年国土交通省告示第 743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)			平成20年国土交通省告示第 743号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第 743号の第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)	[略]		防衛省設置法(昭和29年法律第164号)	[略]	
	平成20年国土交通省告示第 743号			平成20年国土交通省告示第 743号	

号)による防衛大 学校又は職業能力 開発促進法(昭和 44年法律第64号) による職業能力開 発総合大 学校、職 業能力開発大 学校 若しくは職業能力 開発短期大 学校	号の第1に規定する科目(同告 示第1各号中「40単位」とある のは「30単位」と読み替えるも のとする。)		号)による防衛大 学校又は職業能力 開発促進法(昭和 44年法律第64号) による職業能力開 発総合大 学校、職 業能力開発大 学校 若しくは職業能力 開発短期大 学校	号の第1に規定する科目(平成 20年国土交通省告示第743号の 第1各号中「40単位」とあるの は「30単位」と読み替えるもの とする。)	
学校教育法による 高等学校又は中等 教育学校	平成20年国土交通省告示第744 号の第1に規定する科目(同告 示第1各号中「20単位」とある のは「15単位」と読み替えるも のとする。)		学校教育法による 高等学校又は中等 教育学校	建築士法第15条第2号の国土交 通大臣の指定する建築に関する 科目を定める件(平成20年国土 交通省告示第744号。以下「平 成20年国土交通省告示第744号 」という。)の第1に規定する 科目(平成20年国土交通省告示 第744号の第1各号中「20単位 」とあるのは「15単位」と読み 替えるものとする。)	

[略]

[略]

2 下表(あ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(い)欄に掲げる年数以上で、(う)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(え)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

2 下表(あ)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が(い)欄に掲げる年数以上で、(う)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(え)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による 高等学校 若しくは 中等教育 学校又は 旧中等学 校令によ る中等学 校	2年	[略]	[略]
		平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	
		平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	
学校教育法による 中学校	2年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による 高等学校 若しくは 中等教育 学校又は 旧中等学 校令によ る中等学 校	2年	[略]	[略]
		平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第743号の第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	
		平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第743号の第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	
学校教育法による 中学校又 は義務教 育学校	2年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第744号の第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第744号の第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	

[略]

3 下表(あ)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(い)欄に掲げる年数以上で、(う)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(え)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	[略]
	2年	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	
[略]			
学校教育法による中学校	[略]		
	2年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	

[略]

[略]

3 下表(あ)欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が(い)欄に掲げる年数以上で、(う)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、(え)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(あ)	(い)	(う)	(え)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第743号の第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	[略]
	2年	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第743号の第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	
[略]			
学校教育法による中学校又は義務教育学校	[略]		
	2年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第744号の第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第744号の第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	

[略]

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年2月22日	特定非営利活動法人高千穂アカデミー	佐藤 翔平	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上岩戸1377番地1	この法人は、高千穂町やその周辺の地域の人・街・自然・産業の資源に対して、その価値を高めるとともに

、住民が当該地域でいきいきと暮らし続けられる環境づくり、人材育成に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	村の経済と活力向上に寄与することを目的とする。
平成28年2月22日	特定非営利活動法人蘇鉄の会	河野 幸	宮崎県串間市大字本城6859番地	<p>この法人は、串間市の歴史と文化と自然を再認識し、豊かな心づくりとまちづくりにつなげるため、小中高生を含む市内活動団体と提携して官民協働により、伝統芸能などの保存継承と、昆虫及び野鳥等の生態などを含む自然環境調査を行い、それを文献として記録するとともに写真とビデオで撮影編集し、既存の観光地及び農林水産物や加工食品などの紹介とともに市内外に情報発信することで自然体験型観光推進と特産品の消費拡大につなげ経済効果を図るものとする。</p> <p>また、人材バンク制定と活用の拠点として既存の施設を活かすリノベーション事業を通じ、高齢者の豊富な知恵を次世代への能力開発に活かし自らも生産活動に関わるなど就業及び雇用推進を図り、自然と共存し相互支援による人に優しい循環型社会を構築することにより串間市内及び近隣市町</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成28年3月3日 宮崎県知事 河野 俊 嗣</p> <ol style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗の名称及び所在地 生活協同組合コープみやざき花線店 都城市花線町18号1～6番 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 変更した事項 <ol style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)生活協同組合コープみやざき 代表理事 大久保弘幸 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 (変更後)生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 大規模小売店舗の名称 (変更前) (仮称)生活協同組合コープみやざき花線店 (変更後)生活協同組合コープみやざき花線店 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)生活協同組合コープみやざき 代表理事 大久保弘幸 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 (変更後)生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭2丁目10番26号 変更の年月日 <ol style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成20年6月24日 大規模小売店舗の名称 平成17年7月25日 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成20年6月24日 変更する理由 <ol style="list-style-type: none"> 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 通常役員改選によるもの

<p>(2) 大規模小売店舗の名称 店舗開店に伴い店舗名を正式に決定したため</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 通常役員改選によるもの</p> <p>6 届出年月日 平成28年2月19日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成28年3月3日から平成28年7月4日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成28年3月3日から平成28年7月4日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成28年3月3日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: right;">店舗内西側（廃棄物保管施設No.4）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">6.75㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">46.80㎡</td> </tr> </table> <p>4 変更する年月日 平成28年10月20日</p> <p>5 変更する理由 (1) 荷さばき施設の位置及び面積 物流の効率運用を図るため (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 届出内容は正のため</p> <p>6 届出年月日 平成28年2月19日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成28年3月3日から平成28年7月4日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成28年3月3日から平成28年7月4日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成28年3月3日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>		店舗内西側（廃棄物保管施設No.4）	6.75㎡		合計	46.80㎡
	店舗内西側（廃棄物保管施設No.4）	6.75㎡					
	合計	46.80㎡					
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生活協同組合コープみやざき花繰店 都城市花繰町18号1～6番</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭2丁目10番26号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 荷さばき施設の位置及び面積 (変更前) 建物西側 355.20㎡ (変更後) 建物西側 307.72㎡ (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前) 店舗内西側（廃棄物保管施設No.1） 18.36㎡ 店舗内西側（廃棄物保管施設No.2） 14.94㎡ 店舗内西側（廃棄物保管施設No.3） 6.75㎡ 合計 40.05㎡ (変更後) 店舗内西側（廃棄物保管施設No.1） 18.36㎡ 店舗内西側（廃棄物保管施設No.2） 14.94㎡ 店舗内西側（廃棄物保管施設No.3） 6.75㎡</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドラッグコスモス大塚台店 宮崎市大塚町池ノ内1123番1、1123番13、1123番21、1123番26</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成27年12月24日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成28年3月3日から平成28年4月4日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）</p>						

。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェニックスガーデンうきのじょう
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成27年12月2日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年3月3日から平成28年4月4日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ながの屋まなび野店・西松屋まなび野店
宮崎市まなび野二丁目35番地1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称及び所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成27年12月17日

3 意見の概要
意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年3月3日から平成28年4月4日まで

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成28年度技能検定試験(前期)を次のとおり実施する。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、放電加工(ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ工事作業)

2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級(各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。)

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成28年6月2日(木曜日)から平成28年9月7日(水曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 17,900円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成28年5月26日(木曜日)以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日	
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、 機械加工（普通旋盤作業、数値制 御旋盤作業、フライス盤作業、平 面研削盤作業）、広告美術仕上げ （広告面粘着シート仕上げ作業） 、造園（造園工事作業）、機械検 査（機械検査作業）、電子機器組 立て（電子機器組立て作業）、フ ラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成28年7月17日 （日曜日） 3級の職種が対象	イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。 ウ 手数料 全職種 3,100円
造園（造園工事作業）、サッシ施 工（ビル用サッシ施工作業）、塗 装（建築塗装作業、金属塗装作業 ）、プラスチック成形（射出成型 作業）、とび（とび作業）、防水 施工（ウレタンゴム系塗膜防水工 事作業、アクリルゴム系塗膜防水 工事作業、シーリング防水工事作 業、FRP防水工事作業）	平成28年8月21日 （日曜日） 3級以外の職種	4 受検申請の手続 (1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。） イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、そ の資格を証する書面 (2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会 (3) 受付期間 平成28年4月4日（月曜日）から平成28年4月15日（金曜日 ）まで (4) 受検申請に関する注意事項 ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働 政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会 で交付する。 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「 技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。 なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証 する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内 の消印のあるものに限り、受け付ける。
機械加工（普通旋盤作業、数値制 御旋盤作業、フライス盤作業、数 値制御フライス盤作業、平面研削 盤作業）、鉄工（製缶作業、構造 物鉄工作業）、ダイカスト（ホッ トチャンバダイカスト作業）、建 設機械整備（建設機械整備作業） 、内装仕上げ施工（プラスチック 系床仕上げ工事作業、鋼製下地工 事作業、ボード仕上げ工事作業） 、電子機器組立て（電子機器組立 て作業）、婦人子供服製造（婦人 子供注文服製作作業）、家具製作 （家具手加工作業）、建具製作（ 木製建具手加工作業）、左官（左 官作業）、畳製作（畳製作作業） 、広告美術仕上げ（広告面粘着シ ート仕上げ作業）	平成28年8月28日 （日曜日） 3級以外の職種	5 手数料の納付方法 (1) 実技試験の手数料の額（17,900円。ただし、高等学校、専修 学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受験する場合は11,9 00円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添え て納付すること。 (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。 (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る 手数料の納付は要しない。 (4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を 受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、 放電加工（ワイヤ放電加工作業） 、仕上げ（金型仕上げ作業、機械 組立仕上げ作業）、電気機器組立 て（配電盤・制御盤組立て作業） 、タイル張り（タイル張り作業） 、熱絶縁施工（保温保冷工事作業） 、表装（壁装作業）、建築板金 （内外装板金作業、ダクト板金作 業）、路面標示施工（溶融ペイン トハンドマーカ―工事作業）、フ ラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成28年9月4日 （日曜日） 3級以外の職種	6 合格の発表等 (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、 宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。 (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、3級については平成28年8月 26日（金曜日）、その他については、平成28年9月30日（金曜 日）に県庁本館前掲示板に公示する。 (3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の 、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交 付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の 合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級 技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単 一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交 付する。 7 その他 技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策 課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第 2 項の規定により、平成28年度技能検定試験 (基礎 1 級及び基礎 2 級) を次のとおり実施する。

平成28年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

さく井、鍛造、機械加工、鉄工、建築板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、プラスチック成形、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装

2 実施等級等

技能検定は、前記 1 に掲げる検定職種について基礎 1 級及び基礎 2 級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成28年 4 月 1 日 (金曜日) から平成29年 3 月31日 (金曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成28年 4 月 1 日 (金曜日) から平成29年 3 月31日 (金曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成28年 4 月 1 日 (金曜日) から平成29年 3 月31日 (金曜日) まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (宛先を明記し、140円切手を貼ったもの) を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (17,900円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。

なお、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定について、試験を行わない職種 (免除資格者に対するものなど) もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第 2 項の規定により、平成28年度技能検定試験 (随時実施 3 級) を次のとおり実施する。

平成28年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

さく井 (ロータリー式さく井工事作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ (金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、ニット製品製造 (靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業)、ハム・ソーセージ

- ・ ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)
- 2 実施等級等
前記 1 に掲げる職種の実施等級は 3 級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。
- 3 受検資格
随時実施 3 級の技能検定を受検できる者は、前記 1 に掲げる職種の基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者とする。
なお、基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者は、前期及び後期における 3 級技能検定は受検できないこととする。
- 4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等
 - (1) 実技試験
 - ア 実施期日
実技試験は、平成28年 4 月 1 日 (金曜日) から平成29年 3 月31日 (金曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。
 - イ 実施場所
実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。
 - ウ 手数料
全職種 17,900円
 - エ 問題の公表
実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
 - (2) 学科試験
 - ア 実施期日
学科試験は、平成28年 4 月 1 日 (金曜日) から平成29年 3 月31日 (金曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。
 - イ 実施場所
学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。
 - ウ 手数料
全職種 3,100円
- 5 受検申請の手続
 - (1) 提出書類
技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)
 - (2) 提出先

- 宮崎県職業能力開発協会
 - (3) 受付期間
平成28年 4 月 1 日 (金曜日) から平成29年 3 月31日 (金曜日) まで
 - (4) 受検申請に関する注意事項
 - ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (宛先を明記し、140円切手を貼ったもの) を同封すること。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
 - 6 手数料の納付方法
実技試験の手数料の額 (17,900円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。
 - 7 合格の発表等
 - (1) 実技試験又は学科試験の可否通知
実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。
 - (2) 技能検定合格証書の交付
随時実施 3 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。
 - 8 その他
前期及び後期における 3 級技能検定と随時実施における 3 級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施 3 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。
なお、随時実施 3 級の技能検定について、試験を行わない職種 (免除資格者に対するものなど) もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。
宮崎県商工観光労働部労働政策課
所在地 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)
電 話 0985 (26) 7107
宮崎県職業能力開発協会
所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
電 話 0985 (58) 1570
-
- 土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第89条の 2 第 9 項の規定により、中津留地区県営土地改良事業 (日南市、県営経営体育成基盤整備事業) に係る換地処分をした。
平成28年 3 月 3 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣
-
- 建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。
平成28年 3 月 3 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-22) 第 961号	日栄建設(株)	山崎 透	宮崎県東諸県郡国富町大字木脇 2	一般	管工事業	平成28年 1 月 21日付けで廃業した旨の届	平成28年 1 月 21日 (一部廃業)

			64-1				
宮崎県知事許可 (般-26)第6652号	(有)濱建設	濱迫 辰則	宮崎県宮崎 市清武町加 納乙 213- 6	一般	管工事業	平成28年1月 29日 "	平成28年1月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第6936号	(有)山本山静堂	山本 博之	宮崎県宮崎 市瀬頭 2- 3-17	一般	電気工事業	平成28年1月 27日 "	平成28年1月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第7778号	(株)海東鐵工	脇元 幸保	宮崎県都城 市志比田町 5712	一般	電気工事業	平成28年1月 18日 "	平成28年1月18日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第8782号	(株)佐藤産業	佐藤 公一	宮崎県東諸 県郡国富町 大字本庄69 34	一般	管工事業	平成28年1月 22日 "	平成28年1月22日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第5294号	(有)北辰建設	祝園 武洋	宮崎県東諸 県郡国富町 大字八代北 俣2353	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	平成28年1月 12日 "	平成28年1月12日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第8009号	(有)田中銘木店	田中 高子	宮崎県宮崎 市西池町 8 -38	一般	屋根工事業、内装仕上 工事業、建具工事業	平成28年1月 21日 "	平成28年1月21日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第 11229号	岡元工務店	岡元 光広	宮崎県宮崎 市生目台東 4-27-6	一般	建築工事業	平成28年1月 5日 "	平成28年1月5日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第 12855号	福丸電工	福丸 大介	宮崎県小林 市水流迫10 67-2	一般	電気工事業	平成28年1月 25日 "	平成28年1月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第 12874号	堀之内鉄筋	堀之内 雄二	宮崎県都城 市下水流町 2596-2	一般	鉄筋工事業	平成28年1月 15日 "	平成28年1月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第 13132号	(株)サンライフ ホーム	夏田 崇光	宮崎県延岡 市東本小路 4-3さく らビル 3F	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、とび ・土工工事業、屋根工 事業、ほ装工事業、内 装仕上工事業、水道施 設工事業	平成28年1月 28日 "	平成28年1月28日 (全廃業)

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約）平成28年度発行予定部数 2,166,000部（毎号約 361,000部×年6回）「県広報みやざき」8ページ、「県議会の動き」4ページでいずれもA4版・4色カラー
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成29年3月31日まで
- (4) 納入場所 総部数のうち、3,500部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ発送する。
- (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価

格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成28年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平板活版のものであること。
 - イ 平成26年度及び平成27年度に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
 - ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に3,500部、10日以内に残りの部数の印刷（こん包、仕分け及び配送を含む。）が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。
 - エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。
 - オ 連絡を受けてからおおむね2時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であ

- ること。
- カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即時対応できる者であること。
- キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は当該入札に参加することはできない。
- ク 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成28年4月6日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法
- 2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成28年3月3日から平成28年3月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成28年3月3日から平成28年4月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 交付期間 平成28年3月3日から平成28年4月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）
- 6 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成28年3月15日午後2時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成28年4月13日午後2時（送付にあっては、平成28年4月12日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務部総務事務センター入札室
- (2) 日時 平成28年4月13日午後2時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成28年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required:Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki",and"Kengikainougoki", estimated number of copies to be published:2,166,000 (361,000copies×6times a year)
- (2) Time limit for tender:2:00p.m.13 April,2016
- (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government,2-10-1 Tachibanadori Higashi,Miyazaki City,880-8501 Japan. TEL:0985-26-7208

病院局企業管理規程

後期研修医研修資金貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成28年3月3日

宮崎県病院局長 渡邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第1号

後期研修医研修資金貸与規程の一部を改正する企業管理規程

後期研修医研修資金貸与規程（平成25年宮崎県病院局企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(貸与の対象者)	(貸与の対象者)

第3条 条例第3条の大学講座のうち管理者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) [略]
 (4) 生殖発達医学講座
 (5)・(6) [略]
 (7) 地域医療学講座
 (8) [略]

2 [略]

第3条 条例第3条の大学講座のうち管理者が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1)～(3) [略]
 (4) 発達泌尿生殖医学講座
 (5)・(6) [略]
 (7) 地域医療・総合診療医学講座
 (8) [略]

2 [略]

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 設立届

○政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
みやざき維新の会	河野正美	富田敏康	宮崎市松橋1丁目16-11カルナコート1F	○	平成28年1月13日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党西米良支部	浜砂征夫	主たる事務所の所在地	児湯郡西米良村大字村所73-3	児湯郡西米良村大字上米良99の4	平成28年1月25日
		代 表 者	浜砂征夫	小佐井武憲	
		会 計 責 任 者	白石幸喜	上米良秀俊	

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国際勝共連合宮崎県本部	河野敏子	代 表 者	河野敏子	河野英樹	平成27年7月1日
		会 計 責 任 者	河野敏子	河野英樹	
黒木まさよし後援会(善政会)	大平信道	代 表 者	大平信道	中武裁人	平成27年8月1日
古川禎久後援会	岩下正臣	代 表 者	岩下正臣	谷口勇孝	平成27年12月14日
蔵屋保後援会	野口格	代 表 者	野口格	児玉郁雄	平成28年1月6日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
維新の党衆議院宮崎県第 1 選挙区支部	外 山 齋	外 山 千 草	宮崎市松橋 1 丁目 16-11 カルナコート 1 F	平成 27 年 12 月 31 日
維新の党宮崎県総支部	外 山 齋	富 田 敏 康	宮崎市松橋 1 丁目 16-11 カルナコート 1 F	平成 27 年 12 月 31 日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
黒木すえと後援会	本 部 邦 年	黒 木 正 一	日向市向江町 2 丁目 3 番地 1	平成 27 年 12 月 15 日
くまもと貞司後援会	山 本 諄 一	大久保 篤	延岡市緑ヶ丘 2 丁目 7-24	平成 27 年 12 月 31 日
黒木まさよし後援会 (善政会)	大 平 信 道	大 平 信 道	西都市上町 2-5	平成 27 年 12 月 31 日
鈴木ふじお後援会	松 木 幸 太 郎	河 野 正 彦	日向市大字富高 3011 番地	平成 27 年 12 月 31 日
外山いつき応援隊	外 山 齋	外 山 千 草	宮崎市松橋 1 丁目 16-11-1 F	平成 27 年 12 月 31 日
ひえじま義秋後援会	比江島 義 秋	比江島 義 秋	児湯郡新富町大字下富田 3285-1	平成 27 年 12 月 31 日

宮崎県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法 (昭和 23 年法律第 194 号) 第 17 条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成 28 年 3 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(政 党)

政治団体の名称 維新の党衆議院宮崎県第 1 選挙区支部

報告年月日 平成 28 年 1 月 22 日

(平成 27 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 9,180,198 円

ア 前年繰越額 3,000 円

イ 本年收入額 9,177,198 円

(2) 支出総額 9,180,198 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附 4,167,000 円

(ア) 寄附 (政党匿名寄附を除く。) (内訳別掲)

a 個人からの寄附 1,040,000 円

b 法人その他の団体からの寄附 70,000 円

c 政治団体からの寄附 3,057,000 円

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

5,000,000 円

(ア) 維新の党本部 5,000,000 円

カ その他の収入 10,198 円

(ア) 10 万円未満の収入 10,198 円

合 計 9,177,198 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

外山千井子 1,000,000 円 宮崎県日南市

その他 40,000 円

小 計 1,040,000 円

イ 法人その他の団体からの寄附

株式会社夾竹園 70,000 円 宮崎県宮崎市

小 計 70,000 円

ウ 政治団体からの寄附

維新の党本部 3,000,000 円 大阪府大阪市

岩見まさのり後援会 57,000 円 宮崎県宮崎市

小 計 3,057,000 円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 2,513,666 円

(ア) 人件費 1,898,123 円

(イ) 光熱水費 38,536 円

(ロ) 備品・消耗品費 223,647 円

(ハ) 事務所費 353,360 円

イ 政治活動費 6,666,532 円

(ア) 組織活動費 232,980 円

(ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費 2,049,079 円

a 機関紙誌の発行事業費 8,640 円

b 宣伝事業費 2,040,439 円

(ニ) 調査研究費 15,986 円

(ホ) 寄附・交付金 4,368,487 円

合 計 9,180,198 円

政治団体の名称 維新の党宮崎県総支部

報告年月日 平成 28 年 1 月 22 日

(平成 27 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 6,529,938 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年收入額 6,529,938 円

(2) 支出総額 6,529,938 円

2 収入・支出の内訳

(ニ) 事務所費	40,000円
合 計	<u>913,691円</u>
3 資産等の内訳	
(12) 借入金	
外山齋	1,497,625円
政治団体の名称 鈴木ふじお後援会	
報告年月日 平成28年1月26日	
(平成27年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	<u>0円</u>

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	<u>0円</u>

宮崎県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 3 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 取消届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	取消年月日
比江島 義 秋	ひえじま義秋後援会	平成27年12月31日

雑 報

宮崎県道路公社公告第 1 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第 319号）第19条第 1 項及び車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成28年 3 月 3 日

宮崎県道路公社理事長 高 島 俊 一

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道宮崎インタ ー佐土原線	宮崎市吉村町松熊甲4740番20地先から同市新 別府町前浜1401番 254地先まで
	宮崎市大字本郷北方字境田2873番 1 地先から 同市田代町77番 1 地先まで

2 指定する期日

平成28年 4 月 1 日

3 通行方法

1 に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の

危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。